



4中監第47号
令和5年1月30日

中野市長 湯本 隆英 様
中野市議会議長 青木 正道 様
中野市教育委員会教育長 堀内 敏明 様

中野市監査委員 井本 久夫

中野市監査委員 宇塚 千晶

令和4年度 定期監査・財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定により、令和4年度定期監査及び財政援助団体等監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。



令和4年度

定期監査報告書
財政援助団体等監査報告書

中野市監査委員

定期監査報告書

1 監査の対象

令和4年度上半期中野市一般会計、特別会計（国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業、倭財産区事業、永田財産区事業、中野財産区事業）、下水道事業会計及び水道事業会計に係る事務事業

※上記に係る全ての部局課室等が対象

2 監査の着眼点

監査の実施に当たっては、次の事項を主眼として実施した。

(1) 共通事項

市の行財政運営が、次の項目の趣旨にのっとり、公正で合理的かつ効率的に実施されているかを、住民の視点に立って確認する。

ア 事務を処理するに当たって、市民の福祉の増進に努めているとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしているか

イ 組織及び運営の合理化に努めているか

ウ 法令に違反して事務を処理していないか

(2) 重点項目

ア 内部統制に関する取組について

イ 過去の監査等における指摘事項の現状について

3 監査の主な実施内容

監査に当たっては、中野市監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠して実施した。

令和4年度上半期（4月1日から9月30日までの間）における財務に関する事務の執行等について、あらかじめ関係部課等に対し関係書類、諸帳簿等の提出を求め、関係職員から事務の執行状況及び内容等の説明を聴取するとともに、必要に応じて関係書類の照合等により実施した。また、加えて現地調査も実施した。

4 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所 中野市役所 会議室 21

(2) 監査日程 令和4年11月10日から11月30日までの間（11頁参照）

5 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、概ね適正かつ効率的に行われているものと認められた。

収入・支出事務は、一般会計では歳入歳出予算額 279 億 5,692 万 1 千円に対する収入割合は 38.1%、歳出の執行率は 29.7%となっている。

特別会計（6会計）では、歳入歳出予算額 110 億 2,688 万 3 千円に対する収入割合は 38.4%、歳出の執行率は 36.9%となっている。

企業会計の下水道事業では、歳入予算額 36 億 8,940 万 6 千円に対する収入割合は 25.9%、歳出予算額 42 億 689 万 1 千円に対する執行率は 29.2%となっており、水道事業では、歳入予算額 13 億 6,183 万 7 千円に対する収入割合は 39.5%、歳出予算額 14 億 9,597 万 7 千円に対する執行率は 19.3%となっている。

一般会計の歳入のうち、市税は前年度同時期に比べ収入額が 4 億 6,261 万 1 千余円（12.6%）の増加となり、収納率は 1.9 ポイント増加している。

特別会計の歳入のうち、国民健康保険税は前年度同時期に比べ収入額が 2,295 万余円（5.0%）の減額、収納率は 1.0 ポイント増加している。

歳出については、一般会計、特別会計及び企業会計とも概ね適正に行われている。

引き続き各事業の実施に当たっては、適期な執行を図り最少の経費で最大の効果を挙げるよう努めるとともに、会計経理等の適正な執行を確保するため、法令遵守の観点から内部統制及び内部牽制組織の改善若しくは強化を継続的に図る必要がある。

また、近年の気象災害や感染症拡大等による市民生活への影響が継続する中、市民ニーズに沿った持続的な行財政運営を行ううえで、SDGs（持続可能な開発目標）への取組を進めるとともに、市の総合計画をはじめとした各種計画に定めた施策を着実に効果的に進めていくことを期待する。

なお、このほか軽微な改善事項等については、監査当日、関係部課長等に検討を促したところである。

令和4年度 一般会計歳入予算執行状況及び前年度比較（9月末現在）

(単位：円、%)

科 目	4年度予算現額 (繰越額含む)	収 入			入 済 額		比 較 (A-B)	備 考
		4年度(A)	予算比	3年度(B)	予算比			
1 市税	6,514,800,000	3,944,457,038	60.5	3,477,209,958	58.5	467,247,080		
2 地方譲与税	235,800,000	66,810,000	28.3	71,800,000	30.6	△ 4,990,000		
3 利子割交付金	4,000,000	905,000	22.6	1,677,000	24.0	△ 772,000		
4 配当割交付金	19,000,000	6,338,000	33.4	5,392,000	28.4	946,000		
5 株式等譲渡所得割交付金	17,000,000	0	0.0	0	0.0	0		
6 法人事業税交付金	32,000,000	44,813,000	140.0	30,144,000	215.3	14,669,000		
7 地方消費税交付金	1,003,200,000	587,914,000	58.6	573,143,000	57.8	14,771,000		
8 ゴルフ場利用税交付金	6,500,000	2,278,850	35.1	2,440,655	34.9	△ 161,805		
9 環境性能割交付金	15,700,000	3,951,000	25.2	4,927,000	40.1	△ 976,000		
10 地方特例交付金	36,000,000	38,820,000	107.8	38,929,000	16.8	△ 109,000		
11 地方交付税	5,209,975,000	3,563,479,000	68.4	3,764,512,000	65.9	△ 201,033,000		
12 交通安全対策特別交付金	5,500,000	2,650,000	48.2	2,920,000	47.1	△ 270,000		
13 分担金及び負担金	100,231,000	41,200,863	41.1	45,134,196	45.3	△ 3,933,333		
14 使用料及び手数料	240,494,000	115,621,975	48.1	111,610,072	45.5	4,011,903		
15 国庫支出金	2,946,961,000	511,369,329	17.4	838,419,616	28.3	△ 327,050,287		
16 県支出金	1,710,102,000	255,404,967	14.9	257,405,944	17.7	△ 2,000,977		
17 財産収入	62,858,000	45,927,587	73.1	32,210,272	50.0	13,717,315		
18 寄附金	1,500,330,000	320,586,211	21.4	504,116,500	50.4	△ 183,530,289		
19 繰入金	2,362,339,000	0	0.0	0	0.0	0		
20 繰越金	934,737,000	934,737,238	100.0	400,837,215	100.0	533,900,023		
21 諸収入	880,620,000	156,654,730	17.8	163,962,781	21.2	△ 7,308,051		
22 市債	4,118,774,000	0	0.0	0	0.0	0		
合 計	27,956,921,000	10,643,918,788	38.1	10,326,791,209	43.4	317,127,579		

※ 上記市税の収入済額には、この他に9月末時点で歳入歳出外現金会計へ収入となっている市税分が加算される。

資料 2

令和4年度 一般会計歳出予算執行状況及び前年度比較（9月末現在）

(単位：円、%)

科 目	4年度予算現額 (繰越額含む)	支 出 額			比 較 (A-B)		備 考
		4年度 (A)	執行率	3年度 (B)	執行率		
1 議会費	180,934,000	93,983,195	51.9	95,370,608	54.3	△ 1,387,413	
2 総務費	7,962,094,000	1,023,528,259	12.9	828,140,485	22.2	195,387,774	
3 民生費	7,173,478,000	2,601,298,479	36.3	2,498,544,043	34.7	102,754,436	
4 衛生費	1,580,636,000	625,677,209	39.6	639,670,342	40.9	△ 13,993,133	
5 労働費	35,295,000	14,693,266	41.6	16,403,916	62.5	△ 1,710,650	
6 農林水産業費	1,554,465,000	497,851,682	32.0	456,728,217	36.1	41,123,465	
7 商工費	1,597,869,000	553,081,892	34.6	480,525,465	31.8	72,556,427	
8 土木費	2,790,259,000	688,234,042	24.7	766,191,265	27.5	△ 77,957,223	
9 消防費	834,748,000	344,965,214	41.3	358,209,179	47.3	△ 13,243,965	
10 教育費	1,729,026,000	640,100,145	37.0	656,858,594	35.1	△ 16,758,449	
11 公債費	2,427,407,000	1,188,316,218	49.0	1,204,963,932	48.9	△ 16,647,714	
12 予備費	36,000,000	0	0.0	0	0.0	0	
13 災害復旧費	54,710,000	22,514,800	41.2	11,966,680	7.8	10,548,120	
合 計	27,956,921,000	8,294,244,401	29.7	8,013,572,726	33.7	280,671,675	
歳入歳出差引額	0	2,349,674,387	—	2,313,218,483	—	36,455,904	

令和4年度 特別会計・企業会計予算執行状況及び前年度比較（9月末現在）

(単位：円、%)

会 計 名	4年度予算現額 (繰越額含む)	収 入 額		支 出 額		収 支 差 引 額					
		4年度 (A)	予算比	3年度 (B)	予算比	4年度 (C)	執行率	4年度 (A-C)	3年度 (B-D)		
国民健康保険事業	5,551,521,000	2,007,340,256	36.2	2,108,427,319	38.0	1,971,789,828	35.5	2,042,464,484	36.8	35,550,428	65,962,835
後期高齢者医療事業	607,167,000	281,928,597	46.4	259,188,340	46.1	266,069,015	43.8	249,038,120	44.3	15,859,582	10,150,220
介護保険事業	4,862,592,000	1,939,704,238	39.9	1,882,672,998	39.7	1,834,593,861	37.7	1,840,383,654	38.8	105,110,377	42,289,344
倭財産区事業	642,000	326,511	50.9	192,648	27.9	47,825	7.4	182,869	26.5	278,686	9,779
永田財産区事業	591,000	200,455	33.9	45,743	7.9	21,415	3.6	178,788	31.0	179,040	△ 133,045
中野財産区事業	4,370,000	1,023,992	23.4	497,241	8.9	36,693	0.8	4,956	0.1	987,299	492,285
合 計	11,026,883,000	4,230,524,049	38.4	4,251,024,289	39.1	4,072,558,637	36.9	4,132,252,871	38.0	157,965,412	118,771,418
歳入歳出外現金会計	-	2,568,412,882	-	2,509,320,169	-	2,232,007,678	-	2,164,337,581	-	336,405,204	344,982,588
下水道事業	歳入	(調定額)		(調定額)							
	3,689,406,000	955,284,503	25.9	991,081,612	28.4	1,227,077,014	29.2	1,085,552,002	26.9	△ 271,792,511	△ 94,470,390
水道事業	歳出			(調定額)							
	4,206,891,000	538,138,251	39.5	534,886,387	36.3	288,964,791	19.3	357,599,024	22.0	249,173,460	177,287,363

市税及び国民健康保険税の前年度比較（9月末現在）

(単位：円、%)

科	目	4年度 (A)	3年度 (B)	比較増減 (A-B)	前年度対比 (A/B×100)	備 考
市 税	調 定 額	7,137,924,425	6,563,607,376	574,317,049	108.8	
	収 入 額	4,128,914,926	3,666,302,934	462,611,992	112.6	※
	収入未済額 (内納期到来分)	3,009,009,499 (284,033,655)	2,897,304,442 (337,014,653)	111,705,057 (△ 52,980,998)	103.9 (84.3)	
	収 納 率 (内納期到来分)	57.8 (93.0)	55.9 (90.9)	1.9 (2.1)		
国民健康保険税	調 定 額	1,281,213,630	1,387,190,626	△ 105,976,996	92.4	
	収 入 額	436,853,074	459,812,597	△ 22,959,523	95.0	※
	収入未済額 (内納期到来分)	844,360,556 (220,360,456)	927,378,029 (246,752,045)	△ 83,017,473 (△ 26,391,589)	91.0 (89.3)	
	収 納 率 (内納期到来分)	34.1 (63.0)	33.1 (60.4)	1.0 (2.6)		
(内訳) 一般被保険者	調 定 額	1,279,440,943	1,384,914,574	△ 105,473,631	92.4	
	収 入 額	436,660,488	459,610,237	△ 22,949,749	95.0	
	収入未済額 (内納期到来分)	842,780,455 (218,780,355)	925,304,337 (244,678,353)	△ 82,523,882 (△ 25,897,998)	91.1 (89.4)	
	収 納 率 (内納期到来分)	34.1 (63.2)	33.2 (60.6)	0.9 (2.6)		
(内訳) 退職被保険者	調 定 額	1,772,687	2,276,052	△ 503,365	77.9	
	収 入 額	192,586	202,360	△ 9,774	95.2	
	収入未済額 (内納期到来分)	1,580,101 (1,580,101)	2,073,692 (2,073,692)	△ 493,591 (△ 493,591)	76.2 (76.2)	
	収 納 率 (内納期到来分)	10.9 (10.9)	8.9 (8.9)	2.0 (2.0)		

※ 市税及び国民健康保険税の収入額は、9月末時点の歳入歳出外現金会計に収入済となった額も含めたものである。

財政援助団体等監査報告書

1 監査の対象

令和3年度の財政援助団体及び指定管理者における出納事務等並びに所管部局の財政援助団体及び指定管理事務

補助金等の名称	団体名	所管課	監査日
工場用地取得事業助成金	交付対象者2社	商工観光課	11月25日
工場設置事業助成金	交付対象者9社	商工観光課	
中野市空き家活用等事業補助金	交付対象者5名	都市計画課	
中野市まちなか交流の家 (指定管理者制度)	なっちょ合同会社	商工観光課	
中野市きのこ・果実消費拡大実行委員会負担金	中野市きのこ・果実消費拡大実行委員会	農業振興課	11月30日

2 監査の着眼点

監査の実施に当たっては、補助金等の目的に沿って適正に使われているか、指定管理者が目的に沿った運営を行っているかについて、次の項目を主眼として監査を実施した。

(1) 財政援助団体

- ア 補助金等の財政援助の決定は法令等に適合しているか
- イ 補助金等の交付目的及び補助対象事業の内容は明確であるか
また、公益上の必要性は充分であるか
- ウ 補助金の額の算定、交付方法、時期及び手続き等は適正であるか
- エ 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか

(2) 指定管理者

- ア 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか
- ウ 利用促進のための努力はなされているか
- エ 公の施設の管理に関わる出納関係帳簿、記帳は適正になされているか
また、領収書類の整備、保存は適切になされているか
- オ 公の施設の管理に関わる管理規定、経理規定等の諸規定は、整備されているか

3 監査の主な実施内容

監査に当たっては、中野市監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠して実施した。

(1) 財政援助団体

令和3年度の財政援助団体等の出納事務等について、あらかじめ関係部課等に対し交付申請及び実績報告に付された書類の提出を求め、また監査時において補助金交付先の団体から提示された資料に基づき、所管課の関係職員に説明を聴取するとともに、必要に応じて関係書類の照合等により実施した。

(2) 指定管理者

指定管理者からあらかじめ提出された資料に基づき、指定管理者及び所管課の関係職員に説明を求めるとともに、関係書類の照合等により実施した。

4 監査の結果

上記のとおり提出された関係書類及び資料を調査し、関係職員から事情を聴取した結果、事務事業の執行は、概ね適正に処理されていると認められた。

このほか軽微な改善事項等については、所管課の関係職員に検討を促したところである。

なお、「中野市きのこ・果実消費拡大実行委員会」の監査結果、事実確認及び意見・改善への取り組みは以下のとおりである。

「中野市きのこ・果実消費拡大実行委員会」の監査結果、事実確認及び意見・改善への取り組みについて

「監査内容」

「中野市きのこ・果実消費拡大実行委員会（以下「実行委員会」という。）」の全ての年度を対象とし、次により監査した。

- (1) 実行委員会が設立された平成19年度から令和3年度までの総会関係資料の精査
- (2) 平成24年度から令和3年度までの収入票、支出命令票及び事業完了検査報告書の精査
- (3) その他関係する資料の精査

「監査結果」

現存する収入、支出に関する帳票に基づき監査した結果は、概ね帳票どおり執行されていると判断される。

一方、いわゆる口頭による発注、契約のうち未払いとされた平成30年度分10事業については、見積書、契約書及び実績報告書が存在しないため、発注内容及び事業実施状況の確認はできなかった。

受注事業者から提示され未払いとされた事業の詳細を精査する限り、実行委員会の目的を実現しようとするためのものであると判断される。

「事実確認」

- (1) 実行委員会に対する市からの補助金及び負担金について、平成 25 年度から補助金が負担金に変更され、また、平成 27 年度から急激に増額されている。
- (2) 実行委員会が作成された総会資料は、多額の事業を執行する団体とすれば誠に簡便なものであり、かつ議事録が作成されていない。また、会則で定められている役員会も開かれていない。
- (3) 実行委員会の会則の変更内容は、事業費の増加に伴っての目的の変更に留まり、事業執行体制の充実に繋がっていない。
- (4) 団体の目的を実現するため実行委員会の予算だけでなく、市の予算を充当する予算執行となっている。

以上のことから次のとおり、意見・改善への取り組みを求める。

- (1) 団体における事務処理の基本的な定めが必要
- (2) 職務専念の義務を免除されている職員に対して、事務処理原則の徹底と上司の監督責任の明確化
- (3) 団体の内部統制の確立
- (4) 適正な事務執行するための適時、適切な担当職員の異動及び配置

資料5

財政援助団体等の業務に関する会計の決算状況（令和3年度）

（単位：円、％）

団 体 名	事業費 (決算額)	左のうち 補助金額	補助割合
[工場用地取得事業助成金]			
交付対象者2社	30,197,000	30,197,000	100
[工場設置事業助成金]			
交付対象者9社	23,677,000	23,677,000	100
[中野市空き家活用等事業補助金]			
交付対象者5名	—	2,600,000	—
[中野市きのこ・果実消費拡大実行委員会負担金ほか]			
中野市きのこ・果実消費拡大実行委員会	20,939,237	20,460,000	97.7

※ 補助割合は、決算額（補助対象経費）に対する補助金額の割合です。
（中野市空き家活用等事業補助金については、補助金額のみ記載）

指定管理業務に関する会計の決算状況（令和3年度）

（単位：円）

施設の名称	事業費 (予算額)	左のうち 委託料	決算額	利 用 料金制
中野市まちなか交流の家	9,698,480	8,738,480	9,625,542	不採用 (指定管理料あり)

※ 事業費及び決算額は、指定管理者の自主事業を含みます。

令和 4 年度 定期監査等日程

期間：令和 4 年 11 月 10 日～11 月 30 日 場所：会議室 21

日 時	主な監査事項	所 管
11月10日(木) 9:00	・農林水産業費 ・倭財産区 ・総務費 ・労働費 ・商工費 ・農林水産業費	経済部 農業振興課 商工観光課 農業委員会事務局
	13:30	建設水道部 都市計画課 上下水道課 議会事務局
11月11日(金) 9:00	・総務費 ・民生費 ・国保 ・後期高齢 ・総務費	くらしと文化部 市民課 中山晋平記念館 高野辰之記念館 文化スポーツ振興課
	13:30	くらしと文化部 生活環境課 消費生活センター 市民協働推進室 人権センター 人権・男女共同参画課
11月16日(水) 9:00	・教育費	教育委員会 学校給食センター 学校教育課
	13:30	教育委員会 公民館 博物館 会計課 行政委員会事務局
11月17日(木) 9:00	・総務費	総務部 庶務課 危機管理課
	13:30	建設水道部 道路河川課 総務部 企画財政課 公共施設マネジメント推進室 税務課
11月18日(金) 9:00	・消防費 ・民生費 ・介護保険 ・教育費	消防部 消防課 健康福祉部 高齢者支援課 教育委員会 図書館 生涯学習課
	13:30	豊田支所 地域振興課 健康福祉部 社会就労センター 健康づくり課 新型コロナウイルスワクチン接種推進室
11月24日(木) 9:00	・民生費 ・民生費	健康福祉部 福祉課 子ども部 子育て課 子ども相談室 保育課
	13:30	(例月出納検査)
11月25日(金) 終日	・財政援助団体・指定管理者	
30日(水) 終日	・財政援助団体	

資料 7

(参考)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号） （抄）

(職務)

第 199 条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

2・3 (略)

4 監査委員は、毎会計年度少くとも 1 回以上期日を定めて第 1 項の規定による監査をしなければならない。

5・6 (略)

7 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、また、同様とする。

8 (略)

9 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

10 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。

11・12 (略)